

生活援助ヘルパー

9科目・59時間の新研修

厚生労働省は2月19日、介護保険サービスの訪問介護のうち、生活援助のみを担うヘルパーを養成する研修について9科目・合計59時間とすることを明らかにした。移動・移乗に関する2時間の実習も含まれた。3月20日までパブリックコメントを募集し、4月1日から適用する予定。

2018年度介護報酬改定で、掃除や洗濯などを行う生活援助のヘルパーの資格要件を緩和し、18年度から新たに研修を創設して修了者が担えるようになる。新研修は、元気な

生活援助従事者研修課程

科目 (時間数)	備 考
職務の理解 (2)	研修修了者が行う職務の範囲及び緊急時の対応について理解するために必要な内容を含めること。必要に応じて、施設の見学等の実習を活用すること。
介護における尊厳の保持・自立支援 (6)	介護職が、利用者の尊厳と自立を支える専門職であることを自覚し、介護・福祉サービスを提供するに当たっての基本的視点等を理解することを目的とすること。
介護の基本 (4)	利用者の介護に当たり、介護職としての倫理及び生じるリスクを十分に理解した上で介護を行うことの必要性を理解することを目的とすること。
介護・福祉サービスの理解と医療との連携 (3)	介護保険制度や障害者福祉制度を担う一員として最低限知っておくべき制度の目標、サービス利用の流れ及び各専門職の役割と責務について、その概要を理解することを目的とすること。
介護におけるコミュニケーション技術 (6)	サービス提供の際に必要な観察、記録及び報告を含めたチームでのコミュニケーションの方法を理解することを目的とすること。
老化と認知症の理解 (9)	加齢・老化に伴う心身の変化及び疾病並びに認知症の利用者を支援する際の基本的な視点を理解することを目的とすること。
障害の理解 (3)	障害の概念及び国際生活機能分類並びに障害者福祉の基本的な考え方について理解することを目的とすること。
こころとからだのしくみと生活支援技術 (24)	介護技術の根拠となる人体の構造及び機能に関する知識を習得し、安全な生活援助が中心である指定訪問介護の提供方法等を理解することを目的とするとともに、その習得状況を確認すること。
振り返り (2)	必要に応じて、施設の見学等の実習を活用すること。

(注) 上記とは別に筆記試験による修了評価(30分程度)を実施すること。
 (注) 各科目については、講義と演習を一体で実施すること。特に「こころとからだのしくみと生活支援技術」においては、移動・移乗に関連した実習を2時間実施すること。

高齢者などを対象としてより多くの担い手を確保する一方、介護職狙いがある。

高年齢者などを対象としてより多くの担い手を確保する一方、介護職狙いがある。

新研修の名称は、生活援助従事者研修課程(仮称)。介護職員初任者研修課程(10科目)と「認知症の理解」を合わせて1科目減り、時間数は全体で

なお生活援助は新研修の修了者が提供しても介護福祉士と同じ報酬となる。生活援助の質の低下などを懸念する声も上がっている。

(複数新)

半分以下になった。「こころとからだのしくみと生活支援技術」では移動・移乗の実習を実施する。修了評価として筆記試験も行う。

研修の実施主体は都道府県で、地域医療介護総合確保基金(受講にかかる費用の支援、研修受講後の事業所のマッチングなど)などを活用した整備を促す。